第三セクター等の経営健全化について

総務省自治財政局公営企業課 平成27年4月16日

第三セクター等の役割

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。 「平成26年8月5日付け大臣通知(第三セクター等の経営健全化の推進等について)」

- く地方公社及び第三セクターの規模と業務>(平成26年「第三セクター等の状況に関する調査」より)
- **〇法人数** 7,745法人(平成26年3月31日)
- 〇出資総額 約6兆6,539億円(うち、地方公共団体出資額 約4兆6,318億円)(同上)
- 〇役職員数 29万4,816人(同上)
- ○経常収入 約 5兆5,734億円(法人の平成25年度決算)
- ○資産総額 約26兆3,658億円(同上)
- ※1「法人数」「出資総額」及び「役職員数」は、地方公共団体が出資する法人(社団・財団・会社法法人)、地方三公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社)及び地方独立行政法人について計上(特別法で設置されている法人や広範囲で活動する金融機関、電力会社・ガス会社等を除く。)
- ※2「経常収入」及び「資産総額」は地方公共団体が25%以上出資している法人及び財政的支援を受けている法人のみ計上。

第三セクター等の法人数・出資額

- ○下表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人である。
- ○平成26年3月31日現在(平成26年第三セクター等の状況に関する調査(総務省公営企業課))より

<u>(単位:百万円)</u>

	26年度調査			25年度調査			
区分	法人数	出資総額	うち地方公共 団体等出資額	法人数	出資総額	うち地方公共 団体等出資額	
第三セクター	6,730	4,200,132	2,178,046	6,971	4,259,034	2,237,126	
社団法人・財団法人	3,228	1,056,797	724,800	3,456	1,098,060	748,507	
会社法法人	3,502	3,143,335	1,453,245	3,515	3,160,974	1,488,618	
地方三公社	904	1,110,468	1,110,468	981	1,136,252	1,136,252	
地方住宅供給公社	47	2,560	2,560	49	2,570	2,570	
地方道路公社	35	1,100,179	1,100,179	36	1,125,491	1,125,491	
土地開発公社	822	7,730	7,730	896	8,190	8,190	
第三セクター及び地方三公社	7,634	5,310,601	3,288,514	7,952	5,395,285	3,373,377	
地方独立行政法人	111	1,343,256	1,343,256	104	1,279,198	1,279,198	
総計	7,745	6,653,857	4,631,770	8,056	6,674,484	4,652,576	

(単位:法人数)

												· · ·	<u> </u>
		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
4	第三セクター等	10,111	9,947	9,609	9,208	9,007	8,899	8,729	8,618	8,484	8,308	8,056	7,745
	社団・財団法人	4,636	4,534	4,390	4,183	4,051	3,973	3,863	3,813	3,723	3,616	3,456	3,228
	会社法(商法)法人	3,821	3,823	3,827	3,790	3,724	3,713	3,672	3,626	3,594	3,565	3,515	3,502
	地方三公社	1,654	1,590	1,392	1,227	1,205	1,175	1,150	1,117	1,084	1,033	981	904
	地方独立行政法人	0	0	0	8	27	38	44	62	83	94	104	111

第三セクター等の経営状況

(単位:百万円)

(1)経常収支の状況

(2)資産・債務の状況

(単位:百万円)

区 八		26年度調査				
区分	法人数	構成比	金額			
第三セクター計	5,465		155,904			
黒)	字法人)	3,320	60.8%	210,508		
	字法人)	2,145	39.2%	▲ 54,604		
社団法人・財団法人		3,009		30,025		
(当期正味財産増	加法人)	1,610	53.5%	60,501		
(当期正味財産減	少法人)	1,399	46.5%	▲ 30,476		
会社法法人		2,456		125,879		
(経常黒	字法人)	1,710	69.6%	150,006		
(経常赤	字法人)	746	30.4%	▲ 24,128		
地方三公社		899		▲ 2,466		
(経常黒	字法人)	500	55.6%	42,991		
(経常赤	字法人)	399	44.4%	▲ 45,457		
地方住宅供給公社		44		24,259		
(経常黒	字法人)	31	70.5%	25,390		
(経常赤	字法人)	13	29.5%	1 ,131		
地方道路公社		35		▲ 24,970		
(経常黒	字法人)	31	88.6%	6,062		
(経常赤	字法人)	4	11.4%	▲ 31,033		
土地開発公社		820		▲ 1,755		
(経常黒	字法人)	438	53.4%	11,538		
(経常赤	字法人)	382	46.6%	▲ 13,294		
第三セクター及び		6,364		153,437		
地方三公社(経常黒	字法人)	3,820	60.0%	253,498		
(経常赤	字法人)	2,544	40.0%	▲ 100,061		
地方独立行政法人		111		27,345		
(経常黒	字法人)	92	82.9%	29,359		
(経常赤	字法人)	19	17.1%	▲ 2,014		
総計		6,475		180,783		
(黒	字法人)	3,912	60.4%	282,857		

(赤字法人)

(黒字法人)

(赤字法人)

(参考) 25年度調査 総計

2.563

6,787

4,068

2.719

39.6%

59.9%

40.1%

▲ 102,075

206,485

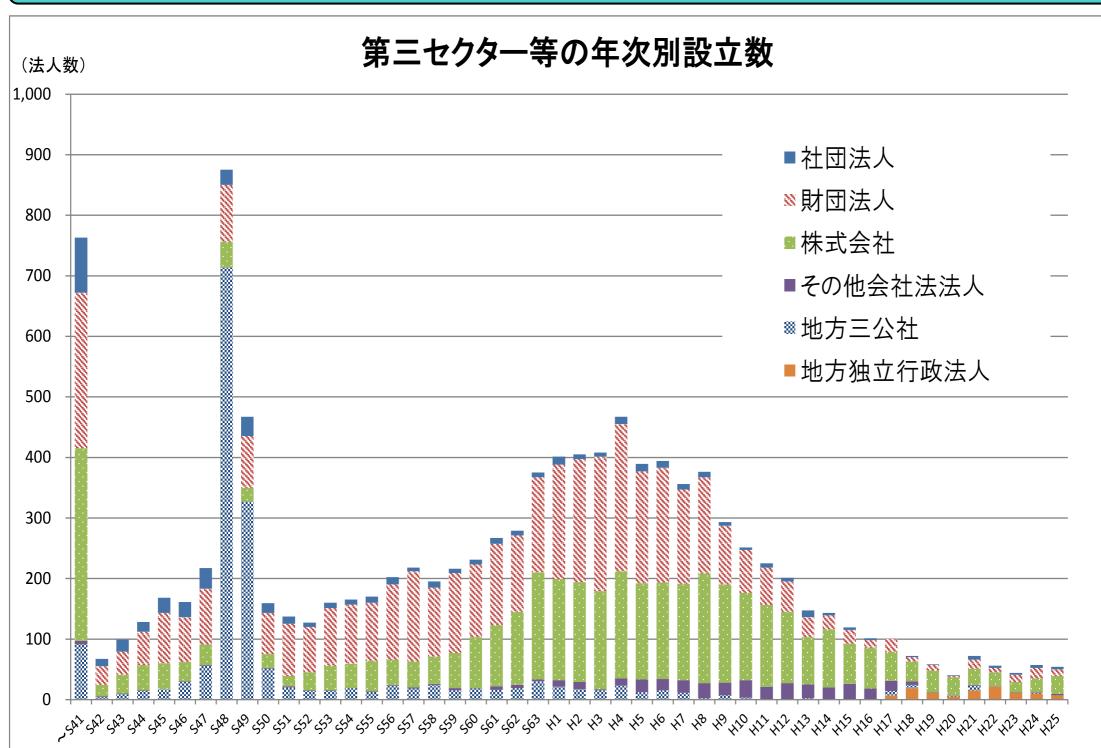
282,005

▲ 75,520

				26年度調査			
区分		全体法人数	法人数	構成比	純資産額 又は 正味財産額		
# - 1		(資産超過)	F 40F	5,232	95.7%	4,918,178	
弗.	三セクター計	(債務超過)	5,465	233	4.3%	▲ 136,238	
	社団法人・財団法人	(資産超過)	3,009	2,979	99.0%	2,395,872	
		(債務超過)	3,009	30	1.0%	▲ 15,070	
	会社法法人	(資産超過)	2,456	2,253	91.7%	2,522,306	
	云 仁 法法人	(債務超過)	2,430	203	8.3%	▲ 121,168	
- ما بد	± = /\ ±1	(資産超過)	899	850	94.5%	2,294,649	
地.	方三公社	(債務超過)	099	49	5.5%	▲ 77,061	
	地士在京供外八社	(資産超過)	44	38	86.4%	643,605	
	地方住宅供給公社	(債務超過)		6	13.6%	▲ 16,698	
	地方道路公社	(資産超過)	35	32	91.4%	1,160,358	
	地力退龄公社	(債務超過)		3	8.6%	▲ 6,531	
	土地開発公社	(資産超過)	820	780	95.1%	490,686	
	工地開光公社	(債務超過)	020	40	4.9%	▲ 53,831	
第	ー 三セクター及び	(資産超過)	6,364	6,082	95.6%	7,212,827	
地:	方三公社	(債務超過)	0,304	282	4.4%	▲ 213,298	
+11h -	大独立存取注 1	(資産超過)	111	109	98.2%	1,339,097	
地方独立行政法人		(債務超過)	111	2	1.8%	▲ 175	
総計		(資産超過)	6.475	6,191	95.6%	8,551,924	
		(債務超過)	6,475	284	4.4%	▲ 213,473	
	(参考)25年度調査	(資産超過)	6 707	6,472	95.4%	8,312,233	
	総計	(債務超過)	6,787	315	4.6%	▲ 271,259	

- ※表中の社団法人・財団法人及び会社法法人は、地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人のうち、
- ①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、
- ②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援(補助金、貸付金、損失補償)を受けている法人の合計。
- ※「平成26年度第三セクター等の状況に関する調査」より

第三セクター等の年次別設立数



「第三セクター等の抜本的改革」(平成21年度~平成25年度)

趣旨•背景

第三セクター等の経営悪化や、<u>地方公共団体財政健全化法の全面施行(平成21年度以降)により第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになった</u>こと等を踏まえ、第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。

〇「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)等により、<u>平</u> <u>成21年度から25年度までの間に、「第三セクター等改革推進債」も活用</u>した第三セクター等の存廃を含めた抜本的 改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

第三セクター・地方公社の抜本改革

平成21年度から25年度までの間に、<u>基本的にすべての第三セクター等を対象として</u>、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、<u>存廃を含めた抜本的改革</u>を集中的に行うことを要請(「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(平成21年6月総務省自治財政局長通知))。

<主な要請内容>

- 現在、第三セクター等が行う事業の意義(公益性)、採算性、事業手法等についての検討
- 抜本的改革を行うに当たっての情報開示の徹底による責任の明確化、議会の関与等
- 存続する第三セクター等の指導監督等(地方公共団体による経営状況の把握、議会への説明と住民への情報公開、経営責任の明確化、公的支援の限定(特に損失補償は行うべきではない)、資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき等)

公営企業の抜本改革

第三セクター・地方公社と同様、平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭において、抜本的改革の推進を集中的に行うことを要請(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長等通知)。

○ 平成21年3月、「経済財政改革の基本方針2008」等を踏まえ、第三セクター等の整理又は再生を円滑に実施することができるよう、地方財政法の一部改正により「第三セクター等改革推進債」を創設(平成21年度から25年度までの間の特例措置(地方財政法改正(平成26年4月1日施行)により、経過措置が講じられる。)。)。

第三セクター等改革推進債の意義・概要

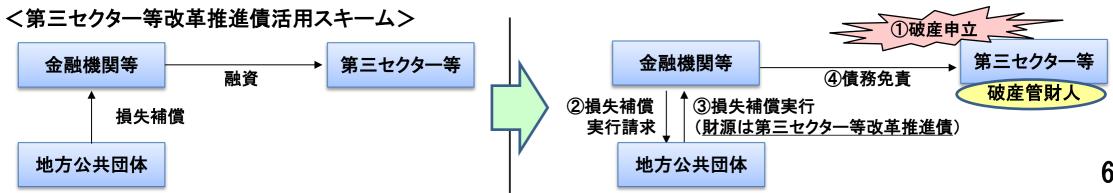
● 地方公共団体(一般会計)にとって第三セクター等の経営悪化は財政運営上の大きな負担・リスク

- 第三セクター等の整理・再生を行った場合、以下の経費<u>(A)</u>を地方公共団体が<u>一時に負担</u>しなければならない。
 - ○第三セクター・地方公社の損失補償・債務保証や貸付金(当該年度に償還されなくなるもの)の整理] (▲
 - 〇地方公営企業の債務や職員の退職金、施設·設備の原状回復等に要する経費 (A)
 - 地方公共団体は一時に多額の負担に対応できず、第三セクター等の整理・再生を行うことができない。

地方財政法を改正し(第33条の5の7)第三セクター等改革推進債を創設、上記(A)の経費を特例的に地方債の対象とする。

地方公共団体は負担の平準化(基本10年)が可能となり、第三セクター等の整理・再生が可能となる。

- **〈第三セクター等改革推進債の概要〉** 〇上記(A)の経費を対象とする特別の地方債(充当率100%・償還は10年以内を基本とする)
 - 〇平成21年度から平成25年度までの特例措置(経過措置対象団体は平成28年度まで)



第三セクター等の抜本的改革の成果と課題①

<第三セクター等の抜本的改革の評価>

- 〇 平成21年度から進めている<u>第三セクター等の抜本的改革は</u>、全国的に見れば、地方公共団体による財政 支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、<u>相当の成果があがっている</u>。
- 〇 <u>第三セクター等改革推進債</u>は、平成25年度までに200件弱、約1兆円の許可が行われる等、<u>有効に活用</u>されている(平成28年度まで経過措置が講じられており、18団体の20計画が経過措置の対象として承認されている。)。
- 採算性を失っている等の状況にある第三セクター等も一部には存在している。

○第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位:億円、法人)

	H20年度	H25年度	増減率 (H20→H25)
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74, 784. 0	40, 783. 7	-45.5%
借入額	168, 412. 5	108, 993. 2	-35.3%
地方公共団体からの借入額	46, 362. 2	42, 445. 8	-8.4%
地方公共団体以外からの借入額	122, 050. 4	66, 547. 4	-45.5%
地方公共団体からの補助金等交付額	4, 378. 8	2, 688. 3	-38.6%
法人数(総数)	8, 685	7, 634	-12. 1%
経常赤字法人数	2, 783	2, 544	-8.6%
債務超過法人数	409	282	-31.1%

[※]各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

○第三セクター等改革推進債の許可額(平成21年度~平成25年度の累計)

196件・9,536億円 (第三セクター 31件・1,430億円 、地方公社 131件・7,085億円 、公営企業 34件・1,020億円)

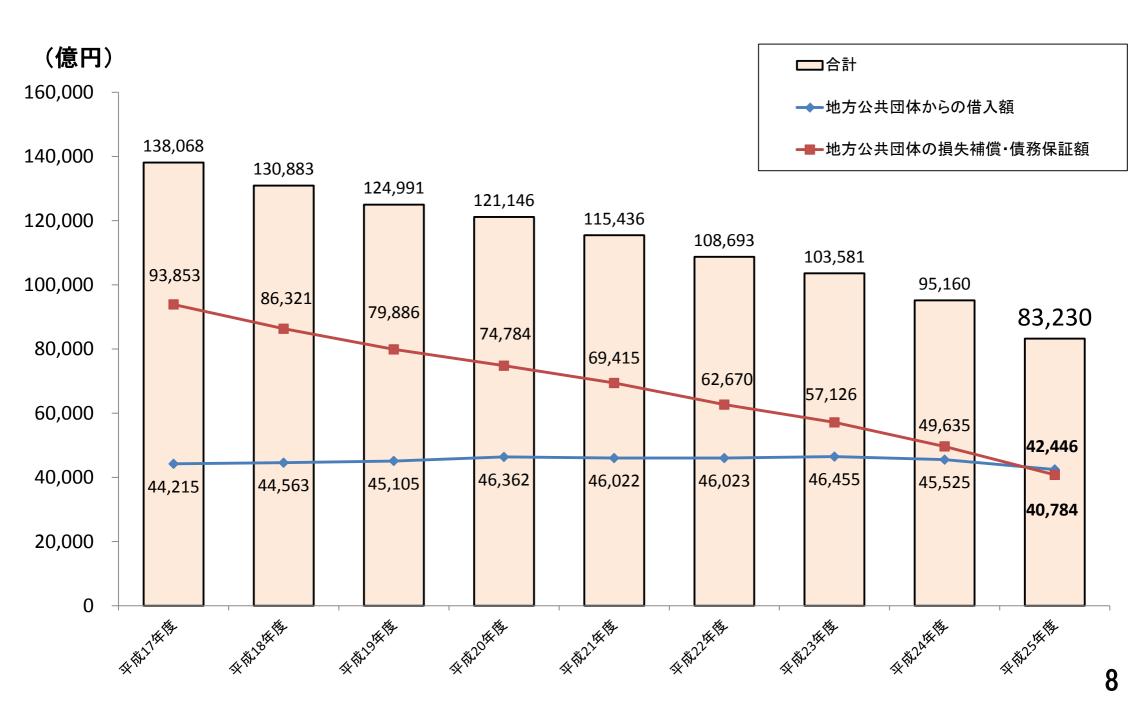
[※]地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法法人と地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)。

^{※「}経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満かつ財政援助を行っていない法人を除く。

^{※「}法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

第三セクター等の抜本的改革の成果と課題②

〇第三セクター・地方公社に対する地方公共団体の損失補償・債務保証等の推移



「第三セクター等の抜本的改革」の取組状況(平成26年5月末)

対象: 地方公共団体が財政的支援を行っている1,737法人

(平成26年5月末日現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況調査」より。)

現状	計	財政的リスク等を 含めて議会等に 説明済み	現状を議会等に 説明済み(財政的 リスクは説明せず)	議会等に対して特段 の説明を行わず	(参考) H25. 5. 31現在
<u> </u>	206	20	153	23	272
①抜本的改革実施(実施予定)	11. 9%	30			14. 1%
②存続方針(財政的リスク対応可 能)	892	00	CCE	100	885
	51. 4%	98	665	129	4 5. 9%
③存続方針(財政的リスク対応困	65	0	47	10	55
難・財政的リスク不明)	3. 7%	0	4/	18	2. 9%
②士弘丰宁(松弘山, 土羊千竿)	574	10	205	166	716
④方針未定(検討中・未着手等)	33.0%	13	395	166	37. 1%
計	1, 737	141	1, 260	336	1, 928
	100. 0%	8. 1%	72. 5%	19. 3%	100. 0%

^{※「}財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付(長期・短期)、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等 及びすべての地方三公社である。

[※] 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

[※] 端数処理により、計と内訳が一致しない項目がある。

第三セクター等の経営の現状

対象: 地方公共団体が財政的支援を行っている1,737法人

(平成26年5月末日現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況調査」より。)

<u>〇経営状況</u>

(単位:法人数)

	法人数	経常赤字 法人数 (※1)	実質的な 赤字法人数 (※2)	債務超過 法人数 (※3)	実質的な 債務超過法人数 (※4)	資産・債務の実 情不明の法人数 (※5)
都道府県•指定都市	449	137	211	40	73	159
市区町村	1,288	515	667	131	279	582
計	1,737	652	878	171	352	741

- ※1 決算上、経常赤字である法人数(平成25年度決算(調査時に平成25年度決算が出ていない場合には同決算見込)。以下同じ。)。
- ※2 地方公共団体からの補助金を収入から除いた場合に、決算上、経常赤字となる法人数。
- ※3 決算上、債務超過である法人数。
- ※4 資産を時価評価した場合に、決算上、債務超過となる、又はその可能性が高い法人数。
- ※5 資産を時価評価した場合に、決算上、資産超過となるか債務超過となるか分からない法人数。

○近年の短期貸付金の推移

(単位:億円)

	短期貸付金					
	平成24年度 平成25年度 平成26年					
都道府県・指定都市	4,398.6	4,214.8	3,842.2			
市区町村	1,019.6	933.3	718.4			
計	5,418.2	5,148.1	4,560.6			

[※] 平成26年度分は平成26年4月1日~同年5月31日までの額(当該期間内の最大値)。

第三セクター等のあり方に関する研究会(平成25年度)

1 設立の趣旨

平成25年度で第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進する期間が終了する一方で、未だに<u>第三セクター等に係る</u> 財政的なリスクが残存しており、また、<u>第三セクター等改革推進債の延長を希望する地方公共団体が複数存在</u>する状況を 踏まえて、「第三セクター等のあり方に関する研究会」を設置し、以下の点をはじめとする平成26年度以降の第三セクター 等のあり方について、有識者の意見を伺いながら検討を行うこととする。

①これまでの抜本的改革に係る取組の評価・分析と今後の必要性等を検討

- ➡ 平成26年度以降の抜本的改革の推進やその手段としての第三セクター等改革推進債の取扱いについての考え方を示す
- ②平成26年度以降の第三セクター等の経営のあり方について検討
- ➡ 平成26年度以降の第三セクター等のあり方等に係る考え方を示す(現行指針は平成25年度まで)

2 委員名簿 (五十音順、敬称略)

蛯子 准吏 北海道大学大学院教授

小西 砂千夫 関西学院大学大学院教授

杉本 茂 日本公認会計士協会経営研究調査会再生支援専門部会専門部会長

计 琢也 一橋大学大学院教授

橋本 勇 弁護士

藤波 匠 日本総合研究所主任研究員

堀場 勇夫 青山学院大学教授

松本 正一郎 日本公認会計士協会公会計委員会地方公共団体監査専門部会専門部会長 宮脇 淳 北海道大学大学院教授(座長)

望月 正光 関東学院大学教授

3 スケジュール等

- ○平成25年7月以降、毎月1回程度研究会を開催し(全7回)、平成26年3月に報告書を取りまとめる。
- 〇第3回研究会(平成25年9月開催)において、第三セクター等の抜本的改革に係る方向性(上記①)について中間的な取りまとめを行う。

4 総務省の対応

①第三セクター等改革推進債の経過措置(地方財政法改正)

本研究会の中間的な取りまとめを踏まえて、平成25年度中に抜本的改革に着手した地方公共団体について、平成28年度まで起債を可能と する経過措置を講じるための地方財政法改正案を第186回通常国会に提出(平成26年3月20日成立、平成26年4月1日施行)。

②第三セクター等への関与等に係る指針の策定

本研究会の最終的な報告書や第24回経済財政諮問会議(平成25年11月29日開催)において了解された政府としての方針等を踏まえて、平成26年度以降に第三セクター等の改革を加速するための経営健全化の手順や留意点等について取りまとめた新たなガイドラインを平成26年度に策定予定。

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の概要①

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付総務大臣通知)の基本的な考え方

- 総務省が平成21年度から取り組んでいる第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は、当初の予定どおり平成25年度末で終了。
- 平成26年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して、徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
 - ・経営状況や地方公共団体の財政的リスク等については、継続的に把握・評価するとともに、議会・住民に対する説明が必要。
 - ・経営状況等を把握・評価した結果、悪化が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。
- 〇 人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえ、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活動が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、地方の創生、地域の元気創造と経営健全化の両立を図ることも重要。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の主な内容

〇地方公共団体の第三セクター等への関与

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や財政的リスク等について、継続的に実態を把握することが必要。
- ・地方公共団体は、第三セクター等の経営悪化等が判明した場合には、 速やかに経営健全化に取り組むことが必要。
- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の徹底した効率化(役職員数・給与等 の見直し)、経営責任の明確化、人材確保等に取り組むことが重要。
- ・ 地方公共団体からの財政的支援は、地方公共団体が負担することが やむを得ない経費についてのみ行うべきであり、また、行う場合でも、将 来的に負担が生じる可能性がある手法(損失補償等)は採るべきではな

○抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化

・第三セクター等の経営悪化や高水準の財政的リスク等が認められる場合は、地方公共団体は抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要(経営健全化に取り組むべき基準、採算性の判断基準、検討フローチャート、経営健全化に取り組む際の留意事項等を明示。)

○第三セクター等の設立

- ・地方公共団体は、第三セクター等の設立に当たり、事業の意義、将来 見通し等について検討を行うとともに、公・民の責任分担のあり方や存続 する条件等について、あらかじめ決定しておくことが必要。
- ・ 安定的な経営継続が可能な規模の資本の確保、地方公共団体の信用力に依存しない自立的な資金調達等についても留意するべき。

○第三セクター等の活用

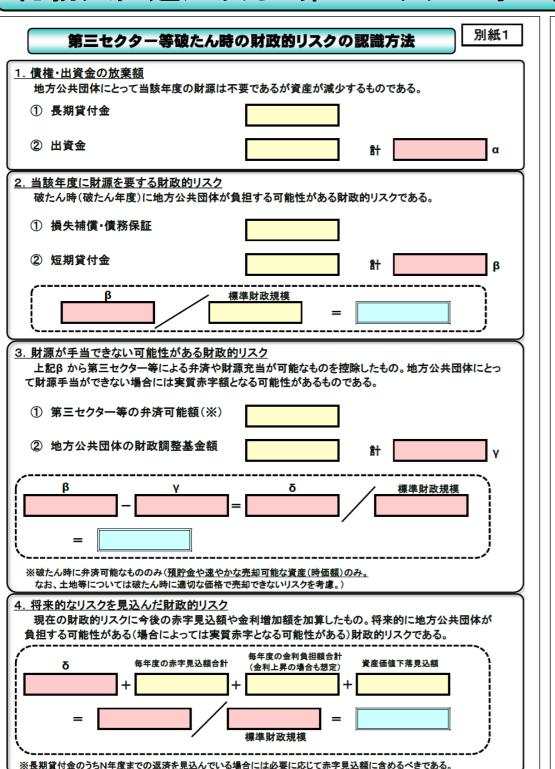
現下の社会経済情勢等を踏まえれば、第三セクター等が有する以下のような長所を踏まえ、これまで以上に地域の再生や活性化に取り組む事業主体として、有効に活用することが望ましい。

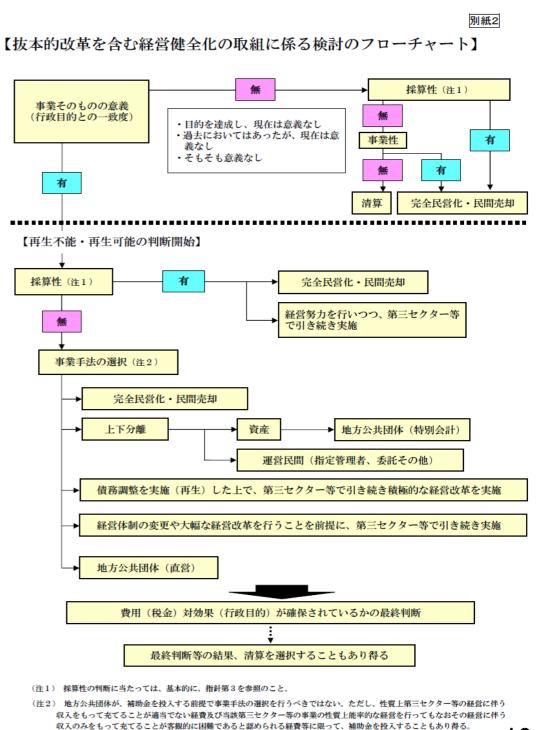
- ・ 地方公共団体の圏域を超えた活動
- ・ 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
- 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

〇その他

・経営健全化等の取組を行う際には、都道府県・関係府省の支援が重要。 総務省が提供する先進事例も参考として、適切な取組が必要。 **1**2

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の概要②





今後の第三セクター等の経営健全化の取組について

○ 第三セクター等に係る地方公共団体の財政的リスクや経営健全化取組状況等について把握し、抜本的改革を含む経営健全化に係る助言や情報提供等を行う。

<取組の方向性>

- ▶ 5年間の全国的な抜本改革において、相当の成果があったことを踏まえ、総務大臣要請や「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」等に基づく不断の経営健全化を推進する。
- ▶ 財政的リスクへの対応や抜本的改革を含む経営健全化の取組状況について継続的に調査を行い、調査結果に応じて、 今後、個別・具体的な助言や情報提供等を行う。客観的な財政的リスクや、経営健全化に係る取組等について、状況に 応じて個別・具体的に公表することも含めて検討する。
- ▶ 地方公共団体や第三セクター等の実情を踏まえ、必要な支援のあり方等について、継続的に検討を行う。

<現在・当面の取組状況>

- 地方公共団体向けの会議やヒアリング等において、総務大臣要請や「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」 等の内容を説明するとともに、経営健全化に取り組むこと継続的に要請。
- ▶ 第三セクター等改革推進債(経過措置)の適切な運用、経営アドバイザーの派遣等を通じて、地方公共団体の経営健全化の取組を支援。
- ▶ 「第三セクター等の状況に関する調査結果」(平成25年決算分)を、平成27年1月9日に公表し、全国的な経営状況等 を周知したところ。その中で、財政的リスクが特に高い法人等については、より詳しい状況を調査し、必要な対応を検討し ていく。
- ※ 財政的リスクに対応困難でありながら、改革・経営健全化に取り組んでいない地方公共団体や、財政的リスクを十分に把握できていない地方公共団体等に対しても、<u>総務省として、経営健全化等の取組を強く促すとともに、改革に係る手法や先行事例の紹</u>介、専門家の紹介等、必要な助言・情報提供等に取り組むことにより、地方公共団体の取組を支援する。